

第2回 大野市避難行動要支援者の避難支援プラン作成計画改定委員会

【議事要旨】

日 時: 令和4年9月27日(火) 午後3時00分～午後4時15分

場 所: 市役所 大会議室

- 出席者: 田中会長、萩原副会長、長谷部委員、森下委員、高橋委員、小嶋委員、笠松委員、井上委員、中屋委員
大野警察署 地域兼警備課 吉江係長 (代理出席)

以上 10名

- 欠席者: 水上委員

1 会長開会あいさつ

- ・皆様ご存じのとおり、数日前に静岡県を中心として大きな災害があり、断水等が数日間続いていた。
- ・福井県でも8月4日の豪雨による災害があり、特に南越前町で大きな災害となった。南越前町では、230件の床上浸水、床下浸水があり、約4,500人のボランティアが集まり復旧支援していた。
- ・自治体だけで災害対応する時代は終わったと感じる。災害だけでなく、いろんなことに対して、地域共生社会の実現に向け、官民一体となって物事を進めていかなければならないと感じる。
- ・当会議では、忌憚のない意見を願います。

2 議 事

- 前回の改正委員会での発言について、事務局より説明。

- ・委員からの発言で、「避難支援プランの様式の中で、性別を分けるのはどうか」については、災害対策基準法で定められているので、現状どおりとする。
- ・委員からの発言で、「避難支援プランの支援内容の確認方法の簡略化とは」については、様式(記載例)を提出しておりますので内容を確認ください。

○欠席者への改定委員会資料の説明について、事務局より説明。

- ・水上委員からは所用の事務があるので欠席したいとの連絡があり、昨日、事業所に訪問し、改正委員会の資料の内容を説明する。改正委員会の資料の内容について、了承が得られていることを報告する。

(1) 避難支援プランを作成する範囲について

事務局より、**資料1**について説明。

- ・避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲について
- ・避難情報と気象状況について
- ・土地のハザードによる段階分けについて
- ・避難行動要支援者の改正後の要件や段階分けについて

委員 : 日中独居となる高齢者の扱いについてはどう考えるのか。

事務局 : 日中独居となる高齢者の世帯の中には、若い世代が働きに出ているため、一人で家に残っているケースが考えられる。今までも、そのような相談がある。民生委員や自主防災組織と相談のうえ、必要と判断されれば、避難支援プランを作成してもらっており、新しい計画でも同じように対応していきたい。

委員 : そのような方については、改正後の避難行動要支援者の要件⑤「その他、支援を必要としている方」に該当するという解釈でよろしいか。

事務局 : はい。

委員 : 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲の要件について、変更は可能か。

事務局 : 事務局（案）としたい。

(2) 避難支援プランの優先付けについて

事務局より、**資料2**について説明。

【補足説明】資料2のA・B・Cは、資料1の重度・中度・低度に該当。

- ・土地のハザードや避難困難度の組み合わせによる優先付けについて
- ・市が主体となって「避難支援プラン」を作成する範囲について

委員 : 市が主体で行う対象者は約640名おり、作成者は230名、未作成者は410名と未作成者の方が多いが、作成者数に目標はあるのか。

事務局 : 国の指針では、「改正法施行後（令和3年5月）から概ね5年間程度で作成する」とされている。未作成者には、「避難支援プラン」の作成を促進していきたい。

委員 : 5年といわず、できるだけ早く作成するようお願いしたい。

(3) 避難支援プランの作成方法について

事務局より、資料3について説明。

・避難支援プラン作成の作成方法やイメージについて

委員 : 優先度が高い避難行動要支援者A・Bは、ケアマネージャー・障害者相談支援専門員にお願いする形となるが、通常の業務中にできるのか疑問がある、報酬はあるのか。

また、普段から自主防災組織との繋がりがないため、どうやって連携するのか。市で繋いでもらう必要があると思うが、具体的な案はあるか。

事務局 : 福祉部門と防災部門が協力して情報を共有し、避難支援プラン作成の促進に繋げていきたい。

報酬については、例として、兵庫県や大分県別府市は報酬を支払っている。

また、茨城県古河市では委託料で支出しており、各事業所に委託している。

委員 : 避難行動要支援者がどの地区、自主防災組織に所属しているのか、分かる物を提供していただけるのか。

事務局 : これまで避難支援プランを作成されていた方については、地区や自主防災組織を記載した避難支援プランを配布している。新規の方については、今後、検討していきたい。

委員 : 情報は、データで提供してもらえるのか。データの方が効率的に進められる。

事務局 : データで渡す場合、個人情報が多くあるので、セキュリティ対策について検討する必要がある。

委員 : 避難支援プランを紙で印刷した様式に記載していくのか。

事務局 : 紙でのやり取りは、データを打ち直す際にミスが出る可能性があるので、データでのやり取りが望ましいが、セキュリティについては、しっかり検討させていただく。

委員 : 避難支援プランを作成するとなると、業務中に作成することになるが、ケアマネージャーが所属している事業所とは誰が話をするのか。

事務局 : 関係課と協議のうえ、各事業所と相談していきたい。

委員 : ケアマネージャーは各事業所の管轄になる、各事業所の理解が必要である。その件を含めての相談ということで良いのか。

事務局 : はい。

委員 : ケアマネージャーが避難支援プラン作成を支援するという事は、その方の人柄やこの程度の手助けが必要など、ある程度知らないと感じる。ケアマネージャーが訪問したりして情報を集めるとなると、自分が担当する範疇の人が中心となるのではないかと感じる。

また、避難支援者は近所の方や自主防災組織の方であり、助ける人が重なる部分があると思うので調整が必要ではないか。

事務局 : 現在、自主防災組織には、避難支援を含めた地域防災マップの作成をお願いしている。要支援者プランの作成対象者となる方を、地域防災マップに落とし込むなど、作業をすることになるので、自主防災組織内でも情報を共有することとなる。

委員 : 自主防災組織等の人たちにも理解してもらえるよう、推し進めてほしい。

委員 1 : 今回の改正で、避難支援プラン作成計画のどこがどう変わるのか。

事務局 : 近年、高齢者社会により、助ける人と助けられる人のバランスが崩れているのではないかと、高齢者が高齢者を助けなければならない現状となっているのではないかと考える。

今までは、高齢者というだけで避難支援プランを作成していたが、中には元気な高齢者の方もいるので、災害リスクのある住居や体の不自由な方という条件で、避難行動要支援者対象人数を4,864名から2,220名に

絞っている。更に優先順位をつけて、2,220名の中から、市が主体で作成するものを640名とし、避難支援者が負担とならないよう考えている。

委員1 : 全体の2,220名の基本的な情報は市が持っていると思う。聞き取りをしなければいけない部分を民生委員やケアマネージャーが行い、避難支援プラン作成に繋げていくという理解でよろしいか。

事務局 : 資料1-P1の下の図を参照いただくと、濃い青の部分は、市が主体的となって作成する部分で、ケアマネージャーや障害者支援専門員が付いている方は専門的な知識を持つケアマネージャー等にお願ひし、避難支援プランの作成に協力をしていただきたいと考える。また、ケアマネージャーや障害者支援専門員が付いていない方については、現在、検討中である。薄い青の部分は従来どおり、自主防災組織等に作成をお願ひしたい。

委員1 : 令和4年度の避難支援プランは先月の8月に民生委員に配布されているが、未作成者は、令和5年度の改定に向けて、再度、今年中に聞き取りをするのか。結果を民生委員・児童委員理事会に報告したいと考えている。

事務局 : 改定する避難行動要支援者プラン作成計画は、来年度から実施する予定で、今年度の未作成者については、聞き取りを予定していない。来年度になると対象名簿数が約4,800名から約2,200名に絞られ、そのうち、作成者と未作成者に別れるが、既に作成している人は、従来どおり更新していくこととなり、未作成者の場合は、関係団体に協力を依頼することとなる。また、現在、計画が全て決まった訳でもないので、報告は控えてほしい。計画が完成した時に改めて関係団体に説明したい。

委員2 : 民生委員は紙データをもらうだけで、聞き取りしないのではないか。

委員1 : 地区により民生委員が区長の代わりに聞き取りをしている所がある。

(4) 今後のスケジュールについて

事務局より、資料4について説明。

- ・今後のスケジュールについて

3 その他

第3回 避難行動要支援者の避難支援プラン作成計画改定委員会

次回開催予定：10月下旬

4 副会長閉会あいさつ

- ・コロナも少し落ち着いており、地域の見守りもできるようになった。避難者支援も積極的に関わっていきたい。
- ・建設的な意見をたくさん出していただきありがとうございました。